

第4章 施設別の現状と課題



第4章 施設別の現状と課題

施設の利用状況に基づく費用対効果や老朽化、耐震性の状況、改修、建替え等の将来負担などの分析に基づき、施設規模のスケールメリットや提供サービスの将来需要を含めた評価を行い、施設形態ごとの現状と課題について整理し、その概略を次ページ以降に記載しました。

なお、各施設の規模、位置及び現状と課題を抽出するに当たって参考とした調査・分析の結果等、内容の詳細については、別冊の施設別解説編に記載したとおりです（記載ページは、各見出し中の [] 内に表しました。）。



第1節 学校教育施設 [解説編 P1]

第1款 施設全般の現状と課題等 [解説編 P3]

【現状と課題】

- ① 平成19年度に学校教育施設の管理運営に要した経費(市費で負担していない小中学校教職員の人件費を除きます。以下、本節において同じです。)は、一般会計で管理運営を行う公共施設全体の管理運営経費のおよそ44%に当たる約24億3,240万円となっています。
- ② 平成20年4月1日現在、学校教育施設の建物は、一般会計で管理運営を行う公共施設のおよそ66%に当たる約20万5,000㎡を占め、土地は、道路やごみ収集所を除いた公共施設のおよそ33%に当たる約52万8,800㎡を占めています。

第2款 義務教育施設

1 小中学校 (13小学校及び9中学校) [解説編 P16]

【施設名及び設置(建設)年度】

《小学校》

施設名	設置年度	主な校舎等の建設年度			
本町小学校	S30(1955)	S55(1980)	S62(1987)		
南小学校	S30(1955)	S30(1955)	S49(1974)	S53(1978)	S55(1980)
東小学校	S30(1955)	S49(1974)	S54(1979)	H3(1991)	
北小学校	S30(1955)	S45(1970)	S50(1975)	S56(1981)	H6(1994)
大根小学校	S30(1955)	S47(1972)	S52(1977)	S53(1978)	
西小学校	S30(1955)	S42(1967)	S52(1977)	H13(2001)	
上小学校	S30(1955)	S55(1980)	H3(1991)		
広畑小学校	S50(1975)	S49(1974)			
渋沢小学校	S50(1975)	S49(1974)	S50(1975)	S52(1977)	
末広小学校	S52(1977)	S51(1976)	S55(1980)		
南が丘小学校	S57(1982)	S56(1981)			
堀川小学校	S57(1982)	S56(1981)			
鶴巻小学校	S58(1983)	S57(1982)			

《中学校》

施設名	設置年度	主な校舎等の建設年度			
本町中学校	S30(1955)	<i>S30(1955)</i>	S60(1985)	S61(1986)	H11(1999)
南中学校	S30(1955)	S53(1978)	H1(1989)	H11(1999)	
東中学校	S30(1955)	<i>S39(1964)</i>	S59(1984)	H1(1989)	
北中学校	S30(1955)	S58(1983)	S60(1985)	S62(1987)	
大根中学校	S30(1955)	S49(1974)	S54(1979)	S61(1986)	H5(1993)
西中学校	S30(1955)	<i>S37(1962)</i>	S43(1968)	S54(1979)	
南が丘中学校	S57(1982)	S56(1981)	H1(1989)		
渋沢中学校	S59(1984)	S58(1983)	S59(1984)		
鶴巻中学校	S61(1986)	S60(1985)	S61(1986)		

※1 昭和30年設置の小中学校については、市制施行以前から村立又は町立学校として開設されています。

※2 建設年度は、主要な校舎等の建設年度です。

※3 平成20年4月1日現在の状況を表したものであり、本書発行の時点ですでに取り壊され若しくは使用を中止し、又は建て直されている校舎等は、斜体文字で現しました。

【設置の根拠又は目的】

市内の学齢児童を就学させるために設置するもの。

根拠法令等：学校教育法、秦野市立学校の設置に関する条例

【主な事業】

小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを行い、中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を行っています。

【平成19年度実績値】

	児童等数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
小学校	8,983人 (平均691人)	10億4,542万円 (平均8,042万円)	116,377円/年	116,332円/年
中学校	4,368人 (平均485人)	4億1,312万円 (平均4,590万円)	94,578円/年	94,578円/年

※ 東中学校体育館建設事業費を除く。

【現状と課題】

① 小中学校ともに児童生徒数が600人程度以上となると、管理運営経費面でのスケールメリットが現れる可能性があります。しかし、平成19年度にこの条件を満たしているのは、小学校では10校、中学校では2校となっています。

② 県下各市の学校数を児童生徒数及び学校教育費から比較した結果、本市の学校数は、標準的な学校数を上回るものではありませんでした。

③ 平成 19 年度における小中学校の管理運営経費は、約 14 億 5,900 万円ですが、およそ 20%に当たる約 2 億 9,740 万円が施設の維持補修費に充てられています。

④ 小学校の校舎は、およそ 50%が築後 30 年を超え、3 年後には、その割合は 80%を超えます。また、中学校の校舎は、現時点では築後 30 年を超えているのは、20%弱ですが、10 年後には、その割合は 90%を超え、一気に老朽化が進むこととなります。

⑤ 小学校では、校舎のおよそ 12%に当たる約 10,300 m²が、また、中学校では、それを上回る校舎のおよそ 25%に当たる約 17,300 m²が国の定める必要面積を超過しています。



第 3 款 その他の施設

1 幼稚園（14 園） [解説編 P29]

【施設名及び設置(建設)年度】

施設名	設置年度	主な園舎の建設年度	
本町幼稚園	S30(1955)	S37(1962)	S59(1984)
南幼稚園	S30(1955)	H5(1993)	
東幼稚園	S30(1955)	S44(1969)	S49(1974)
北幼稚園	S30(1955)	S48(1973)	
大根幼稚園	S32(1957)	S51(1976)	
西幼稚園	S42(1967)	S41(1966)	S50(1975)
上幼稚園	S33(1955)	S54(1979)	
ひろはた幼稚園	S47(1972)	S47(1972)	
みどり幼稚園	S48(1973)	S47(1972)	
すえひろ幼稚園	S50(1975)	S49(1974)	
しぶさわ幼稚園	S51(1976)	S50(1975)	S52(1977)
みなみがおか幼稚園	S57(1982)	S56(1981)	H5(1993)
ほりかわ幼稚園	S57(1982)	S56(1981)	
つまきだい幼稚園	S58(1983)	S57(1982)	

※ 昭和 30 年設置の幼稚園については、市制施行以前から村立又は町立幼稚園として開設されています。

【設置の根拠又は目的】

市内の幼児に対し、義務教育及びその後の教育の基礎を培う場所として設置し

ているもの。

根拠法令等：秦野市立学校の設置に関する条例

【主な事業】

幼稚園は、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長しています。

【平成 19 年度実績値】

園児数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
1,517 人 (平均 108 人)	8 億 1,497 万円 (平均 5,821 万円)	537,225 円/年	414,009 円/年

※ すえひろ及びつるまきだい幼稚園のこども園化工事費を除く。

【現状と課題】

① 30 年前には 80% 近かった公立幼稚園への就園率が、平成 20 年度には、およそ 53% にまで低下しています。この原因としては、結婚、出産後も働く女性が増え、保育所に通う幼児が増加していることでもあります。3 年保育や通園バスによる送迎を行う私立幼稚園に通う園児が増えていることも挙げられます。



② 国庫負担に上乗せした私立幼稚園への就園奨励費の交付が行われていますが、公立幼稚園 14 園を維持したままでは、幼児教育に対する二重投資になってしまいます。

③ 幼稚園費に占める保育料収入の割合は、かつて 30% を超えていましたが、近年は 20% 台前半で推移しています。14 園体制では、スケールメリットを活かした施設運営もますます難しくなることから、現状のままでは、収支構造は改善されません。

④ 小学校費及び中学校費は、財政規模との比較において県下の標準に見合ったものであるのに対し、幼稚園費を加えた学校教育費は、県下の標準を上回る支出となっています。

2 適応指導教室 [解説編 P39]

【設置及び建設年度】

設置：H7(1995)《現在地へは、H18 に移転》

建設：S63(1988)《民間建物をなでしこ会館として賃借》

【設置の根拠又は目的】

不登校児童生徒の自立心の高揚や集団生活への適応、学習意欲の向上を支援するため設置しています。

【主な事業】

通常の義務教育と同じですが、自立や集団生活への適応のための指導及び助言も行われています。

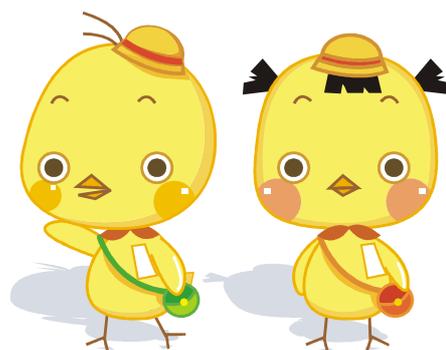
【平成 19 年度実績値】

通室 児童生徒数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
29 人	573 万円 (1,832 万円)	197,417 円/年 (631,808 円/年)	197,417 円/年 (631,808 円/年)

※ ()内は、なでしこ会館の賃貸料等を加えた数値

【現状と課題】

- ① 不登校児童生徒数は、県下の標準数よりも少ない傾向にあるものの、近年増え続けています。また、通室する児童生徒は、平成 19 年度には、大幅に増え、不登校児童生徒に占める割合も、20%を超えています。
- ② 現在の施設の設置場所は、適応指導教室の設置場所として、立地条件は申し分ありませんが、賃借している建物であり、恒久的に使用できる保障はありません。



第2節 生涯学習施設 [解説編 P43]

第1款 施設全般の現状と課題等 [解説編 P45]

【現状と課題】

- ① 平成20年4月1日現在、生涯学習施設は70施設あります。このうち、建物を有している施設は41施設あり、その床面積の合計は、約53,800㎡と、一般会計で管理運営を行う本市の公共施設のおよそ18%を占めています。また、土地は、約416,700㎡であり、およそ26%を占めています。
- ② 平成19年度において、生涯学習施設の管理運営に要した経費は、約12億7,870万円であり、一般会計で管理運営を行う本市の公共施設の管理運営経費のおよそ23%を占めています。
- ③ 主な施設の平成19年度の利用者数は、総合体育館の約31万3千人を筆頭に6つの施設で10万人を超え、合計は、延べ約228万人となっています。

第2款 公民館等

1 公民館（11館及びほうらい会館） [解説編 P50]

【施設名及び設置(建設)年度】

施設名	設置年度	建設年度	施設名	設置年度	建設年度
西公民館	S45(1970)	S48(1973)	鶴巻公民館	H2(1990)	H2(1990)
上公民館	H5(1993)	H5(1993)	渋沢公民館	H7(1995)	H7(1995)
南公民館	S45(1970)	S45(1970)	本町公民館	H8(1996)	H8(1996)
北公民館	S50(1975)	H12(2000)	南が丘公民館	H9(1997)	H9(1997)
大根公民館	S54(1979)	S54(1979)	堀川公民館	H17(2005)	H17(2005)
東公民館	S56(1981)	S56(1981)	ほうらい会館	S55(1980)	S55(1980)

※ 上は、現在地への移転開設年度。それ以前は、位置及び管理運営が別形態

【設置の根拠又は目的】

文化、学術等の教養を高める事業を行い、すべての市民に豊かな学習機会を提供するとともに、市民の自主的な学習活動を支援し、促進することを目的として設置しています。

根拠法令等：社会教育法、秦野市公民館設置条例

【主な事業】

- ① 市民の文化、教養等をもつめるための自主事業
- ② 市民の自主的な学習活動を支援するための貸館事業
- ③ 図書館の分館的役割を果たす図書室の開放
- ④ 行政サービスの利便性を高めるための連絡所業務

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
480,562 人 (平均 40,047 人)	2 億 7,734 万円 (平均 2,311 万円)	577 円/人・日	509 円/人・日

※ ほうらい会館を含む。

【現状と課題】

- ① 公民館全体の利用者は増え続けてきましたが、近年は大きな増加傾向にありません。堀川公民館開館後の利用者の伸びは、それ以前の公民館新設後の伸びより鈍化していることから、利用者数は、今後近いうちに頭打ちの状態になる可能性があると推測できます。
- ② 利用者が年間 6 万人程度以上あれば、管理運営費用にスケールメリットが働く可能性がありますが、平成 19 年度においてこの条件を満たしているのは、本町公民館 1 館だけとなっています。
- ③ 平成 21 年 2 月 16 日からの 3 週間の予約状況から見ると、利用者の最も多い本町公民館の稼働率は、全体で 44%であり、午前と午後に 2 時間程度のピークが現れ、70%以上の高い値を示していますが、一方では、稼働率の低い部屋や時間帯も存在します。他の公民館では、さらに低い稼働状況となっていますが、年間利用者の多少にかかわらず、利用者が利用したい部屋と時間が集中しています。
- ④ 管理運営に要する一般財源負担額は、利用者が多くなってもそれと比例して増えていくものではないことから、仮に公民館利用者が増えたとしても、新たな公民館を建設した場合の管理運営費用より、既存の公民館の稼働率を上げた場合の管理運営費用の増加額のほうが低くなる可能性が高く、管理運営費用面では効率的です。
- ⑤ 公民館以外の貸館も含めた貸館全体の利用者数も横ばい傾向にあり、これ以上人口が増えないのであれば、貸館等の利用者も増えないことが推測できます。
また、公民館建設に対する補助制度もなくなり、新たに建設することとなれば、財源も一般財源と起債に頼らなければならなくなります。これに加えて、1 館当たり年間 2,000 万円以上を要する管理運営費用を考えると、新たな公民館の建設は、大きな負担となります。
- ⑥ 公民館主催事業の件数は、平均では利用件数の約 10%となっていますが、公

民館別では、約5%から22%と差があります。各公民館が行っている生涯学習に関連する事業の企画運営以外にも、施設の維持管理等に関する職務や、年々増加する連絡所や他の行政事務も行わなければならないことなどから、自主事業の回数や内容には、ばらつきが見られてしまいます。

- ⑦ 使用料を徴収する生涯学習施設は、26施設あります。平成19年度の施設利用者一人当たりの一般財源負担額の平均は、約481円/人・日、使用料収入が管理運営費用に占める割合の平均は約15%、人件費及び維持補修費を除いた光熱水費などの施設維持費用に占める割合の平均は、約24%となりました。

一般財源負担額で平均を下回る公民館は、11館中4館であり、また、使用料収入が管理運営費用に占める割合では、平均を上回る施設は一つもなく、人件費や維持補修費を除いた施設の維持に必要な経費に対する割合も、5館が平均を下回っています。

- ⑧ 平成20年9月から11月までの間、複数回利用した団体が団体数の約75%を占めましたが、これらの団体による使用は、利用件数の約94%を占め、1団体当たりの平均の利用件数は、約3.9件となりました。

また、市の事業を除いた利用団体の人数の全公民館の合計は、約34,300名ですが、1年を通じて定期的に利用している団体が大部分であると推測できることから、公民館の受益者となる市民の数もこの数とほぼ同じであると推測できます。なお、このうち、サークル活動等の私益での受益者は、約25,600名となっています。

- ⑨ 堀川公民館を例にとると、事業費に人件費を加えたものを管理運営経費とした場合の利用者一人当たりのコストは、431円/人・日であったのに対し、公債費を含めると、利息を除いてもおよそ1.7倍に当たる752円/人・日となり、また、減価償却費を含めた場合では、およそ1.4倍に当たる605円/人・日となります。

- ⑩ 同じく堀川公民館を例にとると、事業費に人件費を加えたものを管理運営経費とした場合でも、受益者負担割合は、およそ13パーセントにすぎないにもかかわらず、公債費を含めるとおよそ7パーセント、減価償却費を含めるとおよそ9パーセントにしかありません。



2 曾屋ふれあい会館 [解説編 P77]

【設置及び建設年度】

設置：H10(1998)《ふれあい会館として開設した年度》

建設：S40(1965)《福社会館として建設》

【設置の根拠又は目的】

市民の自主的かつ主体的な学習の場を提供するための施設として設置している

す。

根拠法令等：秦野市曾屋ふれあい会館条例

【主な事業】

市民の自主的な学習活動を支援するための貸館事業

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
35,524 人	901 万円	254 円/人・日	220 円/人・日

【現状と課題】

- ① 平成 19 年度は、およそ 3 万 5 千人が利用し、この数は、上及び渋沢公民館を上回り、東及び南公民館に匹敵します。また、混雑する本町公民館の補完的役割を果たし、両館を合わせた利用者数は、年々伸びています。
- ② 利用者一人当たりの一般財源負担額も貸館業務を行う施設の中では最も低い部類に属します。この点においては、優良な施設ですが、建物は、すでに築 40 年以上を経過していることから老朽化が目立ち、今後も維持し続けていくためには、多額の維持補修費が必要になると見込まれます。
- ③ 敷地を有償で借りていることに加え、開設の経緯等から、相応の施設規模があるにもかかわらず、インターネット予約システムに載せていないなどの特徴があります。



3 なでしこ会館 [解説編 P79]

【設置及び建設年度】

設置：S63(1988)《民間建物を賃借して設置》
建設：S63(1988)

(1) 貸館 [解説編 P80]

【設置の根拠又は目的】

市民の文化及び教養を高めるための施設として設置しています。
根拠法令等：秦野市なでしこ会館条例

【主な事業】

市民の自主的な学習活動を支援するための貸館事業

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
42,716 人	2,019 万円	473 円/人・日	313 円/人・日

【現状と課題】

- ① 開館以来、大会議室の利用者が占める割合が最も多く、逆に第 1 会議室の利用者が占める割合が最も少なくなっています。また、展示室の利用者が占める割合が増え続けています。
- ② 利用者一人当たりの一般財源負担額は、賃借料の引下げを行ったことや稼働率の低い 5 階に適応指導教室が移転したことなどにより、平成 15 年度における一般財源負担額 555 円/人・日から大きく改善されています。
- ③ 平成 19 年度における利用団体のうち、企業が約 28%を占めています。使用料には、営利目的に対する加算措置がありますが、使用料だけで施設の管理運営費のすべてが賄われているわけではなく、営利目的の利用にも一般財源の負担が生じています。
- ④ 開設以来の賃借料の総額は、平成 20 年度末現在、約 7 億 7 千万円に達していることに加え、賃借料以外にも年間 1,300 万円弱の管理費用を支払っています。様々な事情から、賃借という手法をとったものですが、これだけの費用を支払えば、十分に自前の施設を用意することも可能であり、不動産を賃借することの本旨からは、かけ離れてきていると考えられます。

(2) 地域職業相談室 [解説編 P84]**【設置の根拠又は目的】**

国の公共職業安定所と共同で運営し、市独自の相談・情報提供業務と連携した職業相談・職業紹介を行うことにより、求職者の再就職の促進を図るために設置しています。

【主な事業】

求人情報の提供、職業相談、職業紹介

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
22,479 人	912 万円	406 円/人・日	406 円/人・日

【現状と課題】

利用者は、近年増加傾向にあり、不透明な経済情勢が続く中では、公共職業安定

所を補完する施設として、ますます重要になります。しかし、現在の場所は、経費面で割高であり、賃借している施設では、将来的な維持にも不安が残るとともに、自家用車での来室には、不便をきたします。

(3) 歯科休日急患診療所 [解説編 P85]

【設置の根拠又は目的】

休日における歯科の急患に対応するため、設置しています。

【主な事業】

社団法人秦野伊勢原歯科医師会が休日の午前9時から午後5時までの間、歯科診療を行っています。

【平成19年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
288人	1,500万円	52,067円/人・日	40,904円/人・日

【現状と課題】

- ① 利用者数は、平成2年度のピーク時には662人でしたが、以後減り続け、平成19年度には、288人となり過去最低を記録しています。また、休日診療所と比較すると、患者数は40分の1以下であるのに対し、患者一人当たりの補助金額は、休日診療所の8倍を超えています。
- ② 補助金以外にも、賃借部分の管理費を市が負担していることから、平成19年度には、この診療所に訪れた患者一人当たりに対して、40,000円を超える一般財源が投入された計算になります。また、開設以来、市内の歯科診療所の数も59から79にまで増え、現在では、13の診療所が日曜日の診療もを行っています。



第3款 青少年用施設

1 児童館（18館） [解説編 P87]

【施設名及び設置(建設)年度】

施設名	設置年度	建設年度	施設名	設置年度	建設年度
ひばりヶ丘児童館	S39(1964)	S38(1963)	北矢名児童館	S48(1973)	S47(1972)
いずみ児童館	S40(1965)	S40(1965)	横野児童館	S49(1974)	S48(1973)
渋沢児童館	S43(1968)	S42(1967)	柳川児童館	S50(1975)	S49(1974)
谷戸児童館	S44(1969)	S43(1968)	広畑児童館	S53(1978)	S52(1977)
堀山下児童館	S45(1970)	S44(1969)	西大竹児童館	S55(1980)	S55(1980)
戸川児童館	S45(1970)	H13(2001)	ほうらい児童館	S55(1980)	S55(1980)
沼代児童館	S46(1971)	H11(1999)	三屋台児童館	S58(1983)	S57(1982)
平沢児童館	S46(1971)	S45(1970)	堀川児童館	S63(1988)	S62(1987)
千村児童館	S47(1972)	S46(1971)	鶴巻児童室	H2(1990)	

※ ほうらい児童館はほうらい会館と、鶴巻児童室は鶴巻公民館と複合化されています。

【設置の根拠又は目的】

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的として設置しています。

根拠法令等：児童福祉法、秦野市児童館条例



【主な事業】

- ① 児童の共用による遊戯室、図書室等の利用
- ② 乳幼児の健全な育成と子育て支援のための占用利用
- ③ 児童の健全な育成に資するための自主的事業
- ④ 児童の健全育成施設としての運営に支障のない範囲における地域住民の生涯学習施設、地域交流施設としての占用利用

【平成19年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
144,946人 (平均8,526人)	6,219万円 (平均366万円)	429円/人・日	429円/人・日

※ 児童館単独での管理運営費用が算定できないほうらい児童館を除く。

【現状と課題】

- ① 10,000 人程度の利用者がいる場合には、スケールメリットが働く可能性があります。平成 19 年度においては、11 館がこの条件を下回っています。
- ② 14 歳以下の年少人口が減り続けていることに加え、こどもの遊びが多様化しているにもかかわらず、児童館全体の利用者は、横ばい傾向にあります。従来の児童館よりも、施設規模の大きい末広ふれあいセンターや曲松児童センターが開館したことの影響もありますが、この理由の一つには、成人利用者の割合が高くなっていることがあると考えられます。
同様の利用を公民館で行えば有料となる場合もあり、施設利用の公平性の観点からは、検討が必要であると考えられます。

2 曲松児童センター [解説編 P98]

【設置及び建設年度】

設置・建設：H13(2001)

【設置の根拠又は目的】

児童の心身ともに健やかな育成並びにその体力増進及び創作活動の場とするとともに、児童と地域住民との交流の場とすることを目的として設置しています。

根拠法令等：秦野市曲松児童センター設置条例



【主な事業】

- ① 児童の共用による遊戯室、図書室等の利用
- ② 乳幼児の健全な育成と子育て支援のための占用利用
- ③ 児童の健全な育成に資するための自主的事業や地域住民との交流事業
- ④ 地域住民の生涯学習施設、地域交流施設としての占用利用

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
29,317 人	1,313 万円	448 円/人・日	436 円/人・日

【現状と課題】

- ① 利用者数は、平成 15 年度の約 27,400 人から減少を続けていましたが、平成 19 年度には回復し、過去最高を記録しました。また、平成 14 年度以降は、成人の利用が児童の利用を上回り、最も成人利用者の割合が高い平成 17 年度は、およそ 60%となっています。
- ② 渋沢地区には、曲松児童センターのほかに、渋沢公民館、渋沢児童館及び千

村児童館が存在し、合計の利用者数は、6 万から 8 万人の間で推移しています。内訳を見ると、渋沢公民館は、平成 12 年度の利用者が最も多く 4 万人を超えましたが、曲松児童センターの開館後減少し、平成 19 年度には、両館の利用者はほぼ同数となっています。渋沢及び千村児童館の利用者も減少傾向にあり、交通の便や地形的な問題から、利用者の多くが曲松児童センターに流れていることが推測できます。

3 はだのこども館 [解説編 P101]

【設置及び建設年度】

設置：H1(1989) 《県からの譲渡年度。H19 からこども館として運営》

建設：S45(1970) 《県立青少年会館として神奈川県が建設》

【設置の根拠又は目的】

子どもたちに交流と社会体験活動の場を提供し、心身ともに健全な育成を図るための施設として設置しています。

根拠法令等：はだのこども館条例

【主な事業】

- ① 児童の共用によるロビー、学習室の利用
- ② 子ども関係団体、子どもとの交流事業を行う団体による会議室等の占用利用
- ③ 子どもたちの健全な育成に資するための自主的事業や地域住民との交流事業

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
13,654 人	4,832 万円 (1,706 万円)	3,539 円/人・日 (1,250 円/人・日)	3,032 円/人・日 (1,229 円/人・日)

※ ()内は、耐震補強工事費を除いた数値

【現状と課題】

- ① 平成 20 年 7 月 17 日からの 3 週間の予約状況から見ると、稼働率は、最も高い体験学習室でも 20%、最も低いのは、研修室 A・B の 9%となりました。合計の稼働率も 12%であり、稼働率は非常に低い状況にあります。
- ② 利用者数は、平成 11 年度まで減少傾向にありましたが、平成 12 年度から始まった通年開館により一時回復し、平成 15 年度までは、4 万人以上を維持してきました。しかし、その後再び減少し、平成 16 年度には初めて 3 万人台になり、耐震補強工事で平年の 5 割しか開館しなかった平成 19 年度には大きく落ち込んでいます。耐震補強工事により利用できない期間があったこと、所管課の事務室も設けられていることなどの要因も考えられますが、利用者一人当たりの一般財源負担額は、貸館を行う公共施設の中では最も高額となりました。

- ③ 平成 20 年度には、日平均利用者数も過去最低となりましたが、研修室等は、サークル活動などにも利用できる部屋です。これらの部屋の有効活用が望まれます。

4 表丹沢野外活動センター [解説編 P105]

【設置及び建設年度】

設置：H19(2007)《建替え以前は、くずは青少年野外センターとして運営》

建設：H18(2006)

【設置の根拠又は目的】

青少年が、丹沢の自然を大切にし、自然や人とのふれあいを通して自立と連帯の心を育てることを目的とするとともに、「ふるさと秦野」を次代に継承するために、市民等が里地里山保全活動を行う拠点として設置しています。

根拠法令等：秦野市表丹沢野外活動センター条例

【主な事業】

- ① 青少年・学校・部活動等の野外活動、体験学習の場としての宿泊場所等の提供
- ② 人のふれあいや環境教育、森林ボランティアの活動拠点としての宿泊場所等の提供
- ③ 環境教育や体験活動の場としての自主事業の実施



【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
20,294 人	3,371 万円	1,661 円/人・日	1,532 円/人・日

【現状と課題】

- ① 平成 19 年 7 月に開館したばかりであり、今回の調査結果は、年間を通した実績ではないこと、初期調度費用などが必要であったことなどにより、利用者一人当たりに対する一般財源負担額は一時的に高くなっています。
- ② 通年開館となった平成 20 年度には、利用者約 3 万人、事業費ベースでの一般財源負担額は 829 円/人となり、利用者一人当たりのコストは、約 27 パーセントも下がりました。しかし、これでも閉館前年度のくずは青少年野外センター時代をやや上回り、本市の施設の中では高い部類に属します。今後施設の老朽化に伴い、維持管理費も増えていくと思われませんが、管理運営コストについては、常に注意を払う必要があります。
- ② 本市としては珍しい近代的な木造建築物です。定期的なメンテナンスをしつ

かり行っていく必要がありますが、他に同様な施設が存在しないことから、そのノウハウの蓄積もなく、将来の維持管理に不安が残ります。

第4款 文化・芸術施設

1 文化会館 [解説編 P107]

【設置及び建設年度】

設置・建設：S55(1980)

【設置の根拠又は目的】

市民の文化の向上及び福祉の増進を図るための施設として設置しています。

根拠法令等：秦野市文化会館条例



【主な事業】

- ① 文化芸術事業へのホール、展示室等の貸館業務
- ② 市民の自主的な文化芸術活動を支援するための会議室、練習室等の貸館業務
- ③ 芸術文化を推進するための自主的事業としての公演等の実施

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
197,236 人	2 億 3,725 万円	1,203 円/人・日	1,057 円/人・日

【現状と課題】

- ① 平成 19 年度には、本市の公共施設の中では、総合体育館、図書館、秦野駅北口駐輪場、保健福祉センターに次ぐ 5 番目に多い利用者がいました。ただし、利用者一人当たりに対する一般財源負担額は、これらの 5 つの施設の中では最も高い金額となります。
- ② 平成 19 年度における管理運営経費に占める一般財源額は、市民が利用する本市の公共施設の中では最も高い約 2 億 900 万円となっています。
- ③ 平成 20 年度における利用者は、大ホールの利用者がもっとも多く、全体の約 47 パーセントを占め、次に小ホールの約 20 パーセント、会議室等の 7 室の貸部屋全体の約 19 パーセントと続き、展示室の約 18 パーセントとなっています。
- ④ 平成 20 年 9 月から 11 月までの 3 か月間の会議室、練習室及び和室は、反復利用が団体数のおよそ 64%、利用件数のおよそ 90%を占めています。なお、定

期的な利用者の実数は、2,300～2,400名程度であると推測できます。

- ⑤ 自主事業を行う文化会館事業協会には、専従の職員はおらず、会計管理や興行運営などは、市の職員が行うことから、その労力も含め、6名の正規職員を配置しています。また、自主事業は、市民に幅広いジャンルの質の高い公演などをより安く提供することを目的としていることから、独立採算は望めないため、毎年市から多額の補助金が交付され、平成19年度にも2,000万円を超える補助金が支出されています。
- ⑥ カルチャーパーク用地として取得した文化会館に隣接する土地については、現在、臨時駐車場用地として活用していますが、この土地を引き続き駐車場用地として位置付ければ、現在の駐車場には、多少の余裕を見込むことができます。カルチャーパークには年間100万人を超える市民が訪れ、中でも現在の駐車場は接道条件もよく、商業的価値の高い土地といえます。

2 図書館 [解説編 P116]

【設置及び建設年度】

設置：S30(1955)

建設：S60(1985)《本町地区から移転》

【設置の根拠又は目的】

図書、記録その他必要な資料を収集、整理、保存し、市民の利用に供することにより、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として設置しています。

根拠法令等：図書館法、秦野市図書館条例

【主な事業】

- ① 図書、記録、その他の資料の収集、整理及び保存
- ② 上記図書等を利用する市民への提供
- ③ 調査研究室の提供
- ④ 視聴覚室等を利用した市民の教養向上のための事業の実施
- ⑤ 公民館図書室との連携や他自治体との広域利用の推進
- ⑥ 自動車文庫による巡回図書貸出サービスの実施

【平成19年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
245,782人	2億122万円	819円/人・日	819円/人・日

【現状と課題】

- ① 本市の公の施設の中では、総合体育館に次いで利用者が多く、平成19年度に

おける管理運営費用、利用者一人当たりに対する一般財源負担額は、ともに文化会館に次いで高い施設です。

- ② 蔵書数は、20年間一貫して増え続けているにもかかわらず、利用登録者については、平成12年度以降、ほぼ横ばいの状態が続いています。また、貸出利用者及び貸出冊数は、平成15年度をピークに減少に転じています。
- ③ 蔵書数は、人口との比較において県下の標準的数量ですが、蔵書数に対する貸出冊数は、県下の標準にはないことがわかりました。
- ④ 県下各市との比較において、人口規模に見合った利用登録者数がないことがわかりました。これに対して、貸出冊数は、利用登録者数にほぼ見合ったものであることから、利用登録者を増やすことが蔵書を活かす近道であるといえます。
- ⑤ 図書館周辺の南地区及び西地区では、地区人口の割合よりも貸出利用者の割合が高くなり、また、逆に大根・鶴巻地区では、地区人口の割合よりも貸出利用者の割合が低くなっていることがわかりました。このことから、人口比の大きい大根・鶴巻地区での貸出が低調であることが、人口に見合った登録者がない最大の原因であると推測できます。
- ⑥ 平成14年度以降、公民館と図書館を合わせた貸出冊数に大きな変化はありませんが、公民館での貸出利用者が増加傾向にあります。

この要因としては、平成17年度の堀川公民館会館により、11館の体制が整ったことや、検索・予約システムの充実、公民館と図書館の間のネットワークの充実などが挙げられます。身近な地域にある公民館での図書館の利用は、高齢化社会の進展により、今後も増加していくものと思われます。
- ⑦ 蔵書収集の継続性が失われること等を理由に、否定的意見が強かった図書館の指定管理者についても、全国各地で導入が進み、平成19年度までに73の自治体が導入し、平成20年度以降99の自治体が導入する予定となっています。
- ⑧ 視聴覚室や会議室は、稼働率が低い状況にあります。また、総利用者数は24万人を超えます。工夫次第では、施設や配布物を活用した広告料収入を得ることも十分に可能であると考えられます。

3 桜土手古墳展示館 [解説編 P123]

【設置及び建設年度】

設置・建設：H2(1990)

【設置の根拠又は目的】

秦野市桜土手古墳群に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民等の利用に供し、あわせて当該資料に関する調査研究を行うことにより市民等の教育、

学術及び文化の発展に寄与するために設置しています。

根拠法令等：秦野市立桜土手古墳展示館条例

【主な事業】

- ① 桜土手古墳群について実物資料、映像などの情報を提供
- ② 市内で出土した遺物の展示
- ③ 映像室等を利用した市民の教養向上のための事業の実施

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
21,349 人	1,506 万円	705 円/人・日	705 円/人・日

【現状と課題】

- ① 利用者は、平成 9 年度にピークを迎え、その後減少を続けてきましたが、平成 14 年度を境に再び上昇に転じています。しかし、公共施設の中では、少ない部類に属します。
- ② 唯一の博物館的施設であり、建設補助金の交付を受けていることから、文化財担当の事務所と複合化しているものの、廃止や転用は難しい状況にあります。また、隣接する桜土手古墳公園は、9 番目に大きい公園であり、市民のいこいの場として大きな役割を果たしています。
- ③ 地下プロムナードは、一定のコンセプトに基づいて設置されているものですが、バリアフリーに対応できていません。
- ④ 文化財担当の事務所を併設していますが、発掘された埋蔵文化財及び民俗文化財は、公共施設の空きスペースに分散して保管されています。



4 宮永岳彦記念美術館 [解説編 P125]

【設置及び建設年度】

設置・建設：H13(2001)

【設置の根拠又は目的】

宮永岳彦作品を常設展示し、及び芸術創作作品の展示の場を市民に提供することにより市民文化の向上を図る施設として設置しています。

根拠法令等：秦野市立宮永岳彦記念美術館条例

【主な事業】

- ① 本市に寄贈された宮永作品の常設又は企画展示
- ② 市民ギャラリーの貸館業務

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
19,648 人	1,119 万円	570 円/人・日	488 円/人・日

【現状と課題】

- ① 常設展示の入場者は、開館直後の平成 14 年度の年間約 6,600 人をピークに以後減少し、平成 19 年度には、約 4,100 人に落ち込んでいます。
- ② 市民ギャラリーは、利用者が限られていることに加え、市の同等の施設よりも使用料を低く抑えています。

第 5 款 スポーツ・健康施設

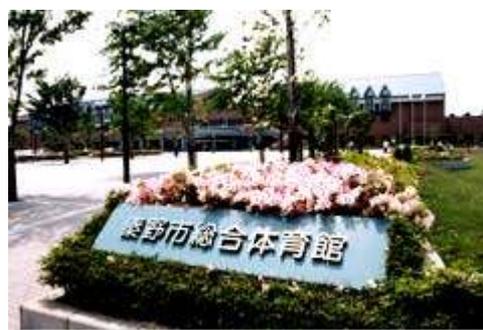
1 総合体育館 [解説編 P127]

【設置及び建設年度】

設置・建設：H8(1996)

【設置の根拠又は目的】

市民の運動能力の向上と健康づくりのため、自主的な体育活動の場を提供するために設置しています。なお、法体系上は、都市公園の有料公園施設として位置付けています。



【主な事業】

- ① 市民の自主的な体育活動のための貸館業務
- ② スポーツ振興財団等によるスポーツ教室等の開催

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
312,717 人	1 億 883 万円	348 円/人・日	257 円/人・日

【現状と課題】

- ① 利用者数は、平成 15 年度と 18 年度に 30 万人を超えるなど、公共施設の中では、最も多い施設となりますが、近年は、横ばい傾向にあります。体育施設の有料利用者の内訳を見ると、アリーナがおよそ 5 割、武道・弓道場がおよそ 3 割、トレーニングルームがおよそ 2 割と、ほぼ一定の割合が続いています。
- ② 平成 19 年度における管理運営費に占める使用料収入の割合は、約 26%であり、公の施設の中では、4 番目に高く、他の施設より受益者負担の適正化も図られています。
- ③ 平成 20 年 11 月 27 日からの 3 週間の予約状況から見ると、施設の稼働率は、全時間帯にわたり、公民館の中で最も稼働率の高い本町公民館の稼働率を上回るなど、公共施設の中では最も高くなり、ピーク時間帯には、90%近くに達しています。
- ④ 平成 20 年 9 月から 11 月までの 3 か月間、複数回利用した団体がおよそ 85%を占め、これらの団体が利用件数の約 98%を占めていました。1 団体あたりの平均利用回数は、約 7.1 回となりましたが、この回数は、公共施設の中では、保健福祉センターに次ぐ 2 番目の高さになっています。特に、弓道場及び武道場は、多数回利用している団体が多く、10 回以上利用している団体の割合は、武道場では 40%を超え、弓道場にいたっては 60%を超えています。

利用者が固定化していることに加え、稼働率もほぼ飽和状態に近く、これ以上の大きな利用者増は事実上不可能です。また、逆に高齢化社会の進行により、現在をピークに中期的には利用者が減り始めるということも考えられます。仮にそうとなれば、今後は、収入増の見込みが少ない中で、施設老朽化に伴う維持管理費の負担増が見込まれることとなります。

2 中央運動公園 [解説編 P133]

【設置年度】

設置：S47(1972)

【設置の根拠又は目的】

市民の運動能力の向上と健康づくりのため、自主的な体育活動の場を提供するとともに、市民のいこいの場とするために設置しています。なお、法体系上は、都市公園として位置付けられています。



【主な事業】

- ① 市民の自主的な体育活動のための有料施設等の提供
- ② 有料施設等を利用したスポーツ振興財団等によるスポーツ教室等の開催
- ③ 市民の日等の全市的なイベントの場としての利用

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
155, 193 人	5, 566 万円	359 円/人・日	268 円/人・日

【現状と課題】

- ① 平成 19 年度の有料利用者は、ピーク時の昭和 59 年度のおよそ半分程度に落ち込んでいます。施設別に見ると、庭球場だけは増加していますが、他の陸上競技場、プール及び野球場は、大きく減少しています。中でも、陸上競技場とプールは、4 割程度にまで落ち込み、陸上競技場に関しては、中央運動公園内で最も広い面積を占めているにもかかわらず、最も使用料収入の少ない施設となっています。
- ② 利用者が減少している要因としては、総合体育館や温水プールの建設など、市民がスポーツを楽しむ際の選択肢が増えたことや、競技に対する嗜好の変化などが考えられます。利用者数の減少は収束傾向を見せ始めてはいるものの、今後も高齢化が進展していく中では、現状の施設内容のままでは、利用者の増加は難しいと思われれます。

3 おおね公園 [解説編 P135]**【設置及び建設年度】**

設置・建設：H14(2002)

【設置の根拠又は目的】

市民の運動能力の向上と健康づくりのため、自主的な体育活動の場を提供するとともに、市民のいこいの場とするために設置しています。なお、法体系上は、都市公園として位置付けられています。

【主な事業】

- ① 市民の自主的な体育活動のための有料施設等の提供
- ② 有料施設等を利用したスポーツ振興財団等によるスポーツ教室等の開催

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
159, 743 人	1 億 252 万円	642 円/人・日	422 円/人・日

【現状と課題】

- ① 温水プールは、中央運動公園プールの規模には劣るものの、通年利用できることから、およそ 2 倍に当たる年間 8 万人程度の利用者があり、有料利用者の

50%以上を占めています。

② 庭球場は、利用者の 2 割弱を占めていますが、利用者数は、中央運動公園庭球場の半分弱程度（ただし、1 面当たりの利用者数は、約 1.1 倍）、トレーニングルームは、利用者の 1 割強を占めていますが、利用者数は、総合体育館トレーニングルームの半分程度となっています。

③ 使用料収入は、管理運営費の 34%以上を占め、この割合は、公共施設の中では、最高となっています。しかし、温水プールの維持管理に要する負担は重く、利用者一人当たりに対する一般財源負担額は、スポーツ施設の中では、最も高額となります。ただし、この額は、トレーニングルームや庭球場利用者も含めた計算であり、温水プールだけに限れば、この額より、さらに高くなると推測できます。また、今後は、計画的な設備の更新とともに、室内プールという性格上、建物の傷みも早くなることが想定され、維持補修費は、大きな負担になると予測されます。



4 サンライフ鶴巻 [解説編 P138]

【設置及び建設年度】

設置：H15(2003)《市が譲渡を受けサンライフ鶴巻として運営》

建設：S62(1987)《雇用・能力開発機構が中高年労働者福祉センターとして建設》

【設置の根拠又は目的】

身近な健康づくりの運動を通して、市民の健康の維持及び増進を図るための事業を展開するとともに、市民の主体的な活動及び交流の場を提供するため設置しています。

根拠法令等：秦野市立サンライフ鶴巻条例



【主な事業】

- ① 市民の自主的な体育活動のための体育室等の提供
- ② 市民の自主的な生涯学習活動等のための会議室等の貸館業務
- ③ 市及びスポーツ振興財団によるスポーツや健康づくり教室等の開催

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
58,591 人	2,012 万円	343 円/人・日	251 円/人・日

【現状と課題】

- ① 平成 15 年度に本市が取得して以来、利用者は減少傾向にあります。
- ② 平成 20 年 9 月から 11 月までの 3 か月間、複数回利用した団体が約 85% を占め、これらの団体が延べ利用件数の約 97% を占めています。1 団体の平均利用回数は、約 5.0 回となり、公民館の平均値である約 3.9 回よりも高く、定期的な利用者の実数は、2,200 から 2,300 名程度と推測できます。
- ③ 施設内には、体育室、トレーニングルーム、創作活動室、和室など、近隣の鶴巻公民館やおおね公園の施設内容と重複するものが多く、これらの施設の利用が飽和状態とならない限り、利用者の大幅増を望むことは難しいと考えられます。さらに、敷地も民地を有償で借り受けているものであり、その負担も決して軽くはありません。

5 スポーツ広場・学校開放 [解説編 P142]

【施設名及び設置年度】

施設名	設置年度	施設名	設置年度
末広自由広場	S54(1979)	立野緑地スポーツ広場	H2(1990)
栃窪スポーツ広場	H10(1998)	テクノスポーツ広場	H12(2000)
寺山スポーツ広場	H4(1992)	なでしこ運動広場	S54(1979)

【設置の根拠又は目的】

市有財産を有効活用して市民に自主的な体育活動の場を提供し、体育能力の向上と健康づくりに努めるために設置しています。

【主な事業】

スポーツ団体への施設の提供

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
74,458 人	1,180 万円	159 円/人・日	159 円/人・日

※ スポーツ広場のみの数値

【現状と課題】

- ① 6 か所のスポーツ広場のうち、末広自由広場及び寺山スポーツ広場を除く 4 か所は、事業用地や公共施設を暫定利用しているものです。
- ② 利用者数を見ると、なでしこ運動広場利用者が全体の 50% 程度を占めています。全体では、平成 5 年度と平成 15 年度に 10 万人前後という 2 回のピークがありますが、近年は減少傾向にあり 6 万人から 7 万人程度で推移しています。
- ③ スポーツ広場全体の維持管理費用及び一般財源負担額は、他の公共施設より

も低くなっています。しかしながら、限られた団体だけが利用しているような施設もあります。こうした施設が公共施設整備までの暫定的な利用であるならば仕方のないことと考えられますが、末広自由広場や寺山スポーツ広場については、借地料などの負担が生じています。

- ④ 学校開放は、平成 8 年度に総合体育館が開館した影響により、一時的に体育館の利用者が減少したことから、全体の利用者数も減少しました。しかし、総合体育館がほぼ飽和状態にあることから利用者が回帰して平成 16 年度まで増加し、近年では、33 万人程度で横ばいとなっています。
- ⑤ 学校開放は、南中学校ナイター設備を除き無料で行われてきましたが、平成 19 年 4 月から体育館は 300 円/H、格技室は 100 円/Hの電気料負担金を徴収しています。しかし、グラウンドの使用は、引き続き無償となっています。
- ⑥ 南中学校ナイター設備は、更新時期が近づいてきていますが、設置当時とは競技人口も異なることに加え、中央運動公園野球場利用者も減少しています。

6 中野健康センター [解説編 P148]

【設置及び建設年度】

設置・建設：H14(2002)《浄水管理センターの屋上部に設置》

【設置の根拠又は目的】

市民の健康の保持増進及びふれあいの場として設置しています。

根拠法令等：秦野市中野健康センター条例

【主な事業】

市民の自主的な体育活動や生涯学習活動等に利用するための施設の提供及び貸館業務

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
25,078 人	1,826 万円	728 円/人・日	620 円/人・日

【現状と課題】

- ① 利用者数は、開館以来 3 年間は上昇を続けましたが、平成 16 年度をピークに減少しています。平成 16 年度に増設した運動広場の利用者が増えていることにより、全体の利用者数は、持ち直しつつあるものの、トレーニング室をはじめとする他の施設は、減少傾向にあり、他のスポーツ施設との比較においても利用者数の少ない施設といえます。また、利用者の内訳を見ると、トレーニングルームは、全体の 4 割前後と一定割合で推移していますが、コミュニティ保育室の利用者割合が大きく減っています。

② 相談室及び広場を除き、使用料を徴収していますが、稼働率が他の施設よりも低いことから、平成 19 年度における利用者一人当たりに対する一般財源負担額は、本市のスポーツ・健康施設の中では、最も高いものとなり、利用者の負担額に対する一般財源負担額も 5.74 倍と、最も高くなっています。



第3節 庁舎等 [解説編 P151]

第1款 本庁舎等

1 本庁舎、西庁舎及び東庁舎 [解説編 P153]

【施設名及び設置(建設)年度】

施設名	設置年度	建設年度	備 考
本庁舎	S30(1955)	S44(1969)	寿町から移転
西庁舎	H15(2003)	S56(1981)	民間建物を取得して改修し、設置
東庁舎	H2(1990)	H2(1990)	

【設置の根拠又は目的】

本市の行政事務を行うとともに、市民に必要な行政サービスを提供する場所として設置しています。

【主な事業】

行政事務の執行及び行政サービスの提供

【平成 19 年度実績値】

管理運営費	一般財源負担額	来庁者数(推定)
2億2,433万円	2億1,241万円	49万9,000人

【現状と課題】

- 平成 40 年には、鉄筋コンクリート造である本庁舎と鉄骨造である東庁舎が耐用年数を迎えることとなります。
- 庁舎面積を 15,000 m² (建築面積 2,500 m² の 6 階建) と仮定して、その建設費用及び財源を試算すると、少なくとも 40 億円を超える自主財源が必要であるとの結果が出ましたが、これを基金で賄うとすれば、向こう 20 年間、2 億円ずつの積立金が必要となります。しかし、今後は、維持補修費用も相当な額にのぼると予測され、さらに建設基金の積み立てを行うとなれば、財政負担が重くのしかかることとなります。また、本庁舎の耐用年数経過後には、多くの公共施設が建替えの時期を迎えることから、安易に起債に頼ることも難しくなると考えられます。



- ③ 本庁舎は、過去に耐震補強工事が行われていますが、財政面や業務への影響に考慮し、その耐震性は、「震度 6 強程度の地震が来た場合、本震では圧壊しない」程度に抑えられていることから、建物自体に大きな被害が出るのが予想されます。しかし、本庁舎内には、住民記録が記憶されているコンピューターサーバーをはじめとして、万が一その機能が失われれば、市民生活に重大な支障を及ぼす機能も備えられています。
- ④ 現在文書倉庫として使用している旧寿町第 1 分庁舎の敷地とその周辺の土地は、本市にとって重要な資源となる一団の土地であり、今のうちに保管してある公文書の移動先を確保しておく必要があります。

2 連絡所 [解説編 P155]

【施設名及び設置(建設)年度】

施設名	設置年度	建設年度	備考
秦野駅連絡所	H8(1996)	H8(1996)	民間建物を賃借
大根連絡所	S54(1979)	S54(1979)	大根公民館に併設
鶴巻連絡所	H2(1990)	H2(1990)	鶴巻公民館に併設
渋沢駅連絡所	H5(1993)	H5(1993)	民間建物を賃借
上連絡所	H5(1993)	H5(1993)	上公民館に併設
東連絡所	H5(1993)	S56(1981)	東公民館に併設
渋沢連絡所	H7(1995)	H7(1995)	渋沢公民館に併設
南が丘連絡所	H9(1997)	H9(1997)	南が丘公民館に併設
北連絡所	H12(2000)	H12(2000)	北公民館に併設
堀川連絡所	H17(2005)	H17(2005)	堀川公民館に併設
東海大学前駅連絡所【※】	H20(2008)	S61(1986)	民間建物を賃借

※ 東海大学前駅連絡所は、平成 21 年 2 月に開設しているため、公共施設概要調査の対象とはなっていません。

【設置の根拠又は目的】

行政サービスの一部を身近な場所で提供することにより、市民の利便性を向上させるために設置しています。

【主な事業】

- ① 諸証明書の発行や税の収納等
- ② 観光案内等(駅連絡所)

【平成 19 年度実績値(秦野及び渋沢駅連絡所の合計数値)】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
31,559 人	1,778 万円	563 円/人・日	266 円/人・日

【現状と課題】

- ① 平成 19 年度には、住民票は、発行件数のおよそ 31%に当たる約 31,000 件、印鑑証明は、およそ 46%に当たる約 33,000 件、また、税証明は、およそ 29%に当たる約 5,000 件が連絡所で発行されています。
- ② 平成 3 年度には、連絡所での諸証明の発行割合は、全体の 1 割程度であったものが、現在は、3 割程度にまで達しています。しかし、発行件数は、本庁舎も含めた全体の発行件数が減少傾向にあることから、平成 8 年度の約 87,000 件をピークに横ばいから減少傾向にあります。戸籍の電算化により連絡所でも戸籍の謄抄本の発行が可能となったことから、平成 21 年度以降、発行割合の増加傾向には、さらに拍車がかかると思われますが、この増加分を含めても、ピーク時には及ばないと推測できます。
- ③ 公民館に併設する連絡所は、公民館業務と兼務できることから、諸証明の発行コストも低く抑えられます。これに対して駅連絡所は、利用者が多く、また、業務の性格上これ以上減らすことができない人員の余力を活かして、近隣の公共施設の受付業務や観光案内業務なども行い、市民の利便性を高めているとはいえませんが、諸証明の発行コストは、割高な施設となっています。

第 2 款 消防庁舎等

1 消防庁舎 [解説編 P160]

【施設名及び設置(建設)年度】

施設名	設置年度	建設年度	備考
消防本部	S30(1955)	S59(1984)	寿町から移転
西分署	S49(1974)	S49(1974)	
大根分署	S52(1977)	S52(1977)	
南分署	H5(1993)	H5(1993)	
鶴巻分署	H12(2000)	H12(2000)	

【設置の根拠又は目的】

市域における火災、風水害、震災その他の災害による被害を軽減し、人命の救急救助を行うための警防活動及び警防業務の拠点として設置しています。

【主な事業】

警防活動及び警防業務並びに消防行政事務

【平成 19 年度実績値】

管理運営費	一般財源負担額
4,276 万円	4,237 万円

【現状と課題】

- ① 西分署は、昭和 49 年に建設され、築 35 年が経過しています。耐用年数までには、まだ余裕がありますが、周辺には西中学校や西公民館が存在し、これらの施設の建替え計画との整合を図る必要があります。
- ② 大根分署は、昭和 52 年に建設され、築 32 年が経過しています。西分署と同様、耐用年数までには、まだ余裕がありますが、敷地は、民地を有償で借りていることに加え、現在の規模では、土地、建物ともに手狭です。行政界に近いことから、消防の広域化の動向に注意を払いながら将来計画を検討する必要があります。
- ③ 本署に関しては、築 25 年を経過し、計画的な維持補修により、非常電源設備やトイレ等の水回りの設備等の更新は完了するものの、庁舎内の舗装や電気設備の更新を迎えようとしています。

**2 消防団車庫・待機室 [解説編 P163]****【設置及び建設年度】**

設置：S38(1963)

建設：S46(1971)～H19(2007)

【設置の根拠又は目的】

各消防団の活動の拠点とするとともに、装備等の保管場所として設置しています。

【主な事業】

消防団による消防活動

【平成 19 年度実績値】

管理運営費	一般財源負担額
297 万円	297 万円

【現状と課題】

本市の消防団は、1本部7分団36部で組織し、そのすべてが車庫・待機室を使用していますが、17施設の敷地がその全部又は一部を借り受けています。このうち、7施設については、個人又は私法人からの無償借受けであり、有償であっても賃借料が相場より著しく低いと思われるものが4施設あります。

第3款 その他の施設

1 市民活動サポートセンター [解説編 P164]

【設置及び建設年度】

設置：H15(2003)

建設：S45(1970)《はだのこども館に併設》

【設置の根拠又は目的】

福祉、社会教育、まちづくり、環境保全、国際交流など様々な分野の営利を目的としない公益的な活動を行っている団体などの市民活動を支援するための施設として、また、DV被害者の相談場所として活用するために設置しています。

【主な事業】

- ① 市民活動団体の支援、活動紹介
- ② 市民活動団体が利用するための会議室の貸館業務
- ③ 女性相談業務

【平成19年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
2,434人	514万円	2,112円/人・日	2,112円/人・日

【現状と課題】

- ① 利用者は、開設の翌年から3年間は、4,000人程度で推移していましたが、平成19年度は、はだのこども館の耐震補強工事による一時移転が影響し、大きく落ち込みました。平成20年度には、利用者は3,400人に回復していますが、あまり芳しい状況にあるとは言えません。
- ② 平成21年1月の会議室の稼働率は、自主事業やスタッフ会議を加えても、13%でした。また、延べ24回の団体利用がありますが、利用団体数は11団体であり、特定の団体が定期的に利用していました。

- ③ 市内には様々な分野の市民活動団体が存在し、センターの恩恵を受けずに活動する団体も数多くあります。また、これらの団体は、必要に応じて公民館等の会議室を有料で使用している場合もあります。
- ④ 女性相談室の果たす役割も年々重くなり、その機能の充実が求められますが、相談内容によっては、後述する子ども家庭相談班の役割と重複することなども考えられます。女性や子どもに関する相談や支援業務の機能強化のためには、一元的な相談体制の整備を検討する必要もあると考えられます。

2 放置自転車保管場所 [解説編 P167]

【設置年度】

設置：H8(1996)《緑町地内から移転》

【設置の根拠又は目的】

放置禁止区域内に放置されている自転車等を移動し、保管するために設置しています。

根拠法令等：秦野市自転車等の放置防止に関する条例

【主な事業】

- ① 自転車等放置禁止区域内等から移動した自転車の保管
- ② 放置されていた自転車の所有者への引渡し

【平成 19 年度実績値】

管理運営費	一般財源負担額
1,553 万円	1,314 万円

【現状と課題】

- ① バイク引取り率は、ほぼ 90%以上の水準で一定していますが、自転車引取り率は、保管場所が移転した平成 8 年度以降、平均約 36%であり、それ以前の平均約 54%から大きく下がっています。
- ② 引取り率の低下の原因としては、本市の撤去自転車等の約 63%(平成 19 年度実績)が東海大学前駅周辺で撤去されていることにあると考えられます。東海大学前駅周辺で撤去された自転車等の所有者が、堀川地内の保管場所まで引き取りに行き、持って帰るためには大きな労力が必要となります。
- ③ 現在の保管場所は、私有地を借り上げていることから、地権者の事情によっては、急遽移転や買取りを求められる可能性があります。

3 秦野駅北口自転車駐車場 [解説編 P169]

【設置及び建設年度】

設置・建設：S54(1979)

【設置の根拠又は目的】

自転車等が大量に放置される恐れのある地域における放置防止のために設置しています。

根拠法令等：秦野市自転車等の放置防止に関する条例

【主な事業】

定期又は臨時的自転車駐車場所の提供

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
231,350 人	1,357 万円	59 円/人・日	△25 円/人・日

【現状と課題】

- ① 秦野駅北口及び南口(第 1 及び第 2)、渋沢駅北口(第 1 及び第 2)並びに東海大学前駅の 6 箇所に自転車駐車場が設置されています。自転車駐車場は、管理運営費(建設費は除く。)を上回る収入を上げることができる数少ない公共施設のうちの一つです。しかし、直営で管理運営を行っているのは、秦野駅北口自転車駐車場だけであり、他の自転車駐車場は、(財)自転車駐車場整備センターが管理運営を行っています。
- ② 秦野駅の北口は、付近に民営の自転車駐車場が少ないため、市営自転車駐車場への臨時駐車需要が多く、臨時駐車の使用料収入は、平成 19 年度には、平成 3 年の 2.4 倍に、全体でも 1.6 倍にまでなっています。しかし、収容能力の限界に近づいていることに加え、建物は築後 30 年を経過し老朽化しています。
- ③ 現在、新設する駐輪場は、初期投資が不要であることから、本市が土地を手当てし、その設置及び管理運営には(財)自転車駐車場整備センターが当たる手法を活用しています。しかし、秦野駅北口駐輪場は、駅前ロータリーの一角の整形地という好立地でもあります。



4 自治会館 [解説編 P171]

※ 市が所有・管理運営を行う公共施設ではありませんが、補助金を交付することにより、地域住民が利用する公益的施設として建設されていることから、本書に取り上げることとします。

【設置の根拠又は目的】

自治会を中心とする地域住民の主体的な活動の拠点とするため、自治会等が設置しています。

【主な事業】

地域住民による自治会活動等

【平成 19 年度実績値】

建設等補助金額	一般財源負担額
1,956 万円	1,956 万円

※ 建設や修繕、敷地の借り上げ等に対する一部補助

【現状と課題】

- ① 平成 20 年 4 月 1 日現在、市内には、244 の単位自治会があり、そのうち 143 自治会が 89 の自治会館を所有しています。自治会館の敷地については、32 の会館が市有地を借りています。これらの土地には、開発行為等の際に市に寄付されたものと、もともと市有地であったものがあります。分譲地等の開発当時は、自治会が不動産を所有することができなくても、その後法人化された自治会の場合は、不動産の所有権を得ることができます。
- ② 契約上、無償貸付であるから日常の維持管理は自治会が行うとしていたとしても、土地の維持管理は、第一義的には所有者が負うものであり、今後は、人口急増期に寄付された土地の擁壁やフェンスの老朽化等により、市の負担が増える恐れがあります。
- ③ 市有地を借りていない自治会は、自前で土地を取得又は賃借していますが、その費用は、一部を市が補助するものの自治会員が負担しています。これに対して、寄付地以外の市有地を借りている場合は、一切負担が生じていません。
- ④ 自治会館の稼働率は、低いものと思われませんが、サークル活動などは、自治会館を利用して行うことが可能な場合もあると考えられます。



在も定員に対する入所者の割合は、100%を超えており、経済情勢も依然として不透明な状況が続いていることから、今後もしばらくは、保育所に入所する乳幼児の数は、増えることが予想されます。

- ④ 平成 19 年度における公立保育所と民間保育所の管理運営にかかる月額コスト（臨時的経費を除く。）を比較したところ、事業費ベースのコストは、公立では、園児一人当たり約 113,500 円/月であるのに対し、民間では、一人当たり約 102,900 円/月となり、大きな差は出ませんでした。しかし、園児一人当たりには要する一般財源負担額を比較すると、公立の約 90,500 円/月に対し、民間では、約 43,400 円/月と半分以下になります。保育料は、公立でも民間でも同額ですが、民間保育所には、国からの運営補助金が交付され、この差が、一般財源投入額に現れています。
- ⑤ 県下各市の保育所定員に占める公立保育所の定員の割合と 5 歳以下の人口に占める保育所定員の割合（以下「充足率」といいます。）について見ると、公立保育所の定員が占める割合が高いほど、充足率が低くなる傾向があることがわかりました。このことは、現行の国の制度では、国からの運営補助がなく、園児一人当たりの一般財源負担が大きくなる公立保育所の定員を多くするほど、市の財政が圧迫され、結果として、その市の民間保育所も含めた保育所全体の定員を増やせなくなっていることを表した結果と推測することができます。
- ⑥ 園児数がおおむね 90 人程度以上になると、管理運営経費にスケールメリットが現れる可能性があることがわかりました。公立であるか民間であるかを問わず、小規模な保育所が増えると、市の負担も割高になることを現しています。
- ⑦ 渋沢保育園では、給食調理業務委託の効果額は、およそ 650 万円、園児一人当たりのコストに換算すれば、1 日当たり約 168 円のコスト減が図られたと試算できます。しかし、保育園の給食調理業務を担当する業務員は、3 人体制が基本であり、保育園業務からの配置転換を行わずに委託化を進めると、3 人の退職者を待たなければ新たな委託は行えないこととなります。
- ⑧ 平成 19 年度における公立幼稚園と公立保育所の管理運営経費に占める保育料収入の割合は、公立幼稚園では、約 22%であったのに対し、公立保育所では、約 20%となっています。
- ⑨ 前年の世帯所得税額が 200,000 円の場合の県下各市の 1 歳及び 4 歳児の月額保育料並びに両名を預けた場合の月額保育料を見ると、本市の保育料は、1 歳児は、下から 2 番目（平均の約 86%）、4 歳児は、下から 3 番目（平均の約 94%）、また、両名を預けた場合は、同じく下から 3 番目（平均の約 90%）となっています。



2 児童ホーム（19 施設） [解説編 P184]

【施設名及び設置年度】

施設名	設置年度	施設名	設置年度
本町児童ホーム	H11(1999)	渋沢第1児童ホーム	S63(1988)
南第1児童ホーム	S63(1988)	渋沢第2児童ホーム	H14(2002)
南第2児童ホーム	H18(2006)	末広第1児童ホーム	H5(1993)
東児童ホーム	H12(2000)	末広第2児童ホーム	H14(2002)
北児童ホーム	H8(1996)	堀川児童ホーム	S57(1982)
大根第1児童ホーム	S58(1983)	南が丘児童ホーム	S58(1983)
大根第2児童ホーム	H14(2002)	鶴巻第1児童ホーム	S63(1988)
西第1児童ホーム	S54(1979)	鶴巻第2児童ホーム	H16(2004)
西第2児童ホーム	H18(2006)	上児童ホーム	H18(2006)
広畑児童ホーム	S63(1988)		

※ すべて小学校内に設置

【設置の根拠又は目的】

小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために設置しています。

根拠法令等：児童福祉法

【主な事業】

放課後及び休業期間中における児童の健全育成のための遊び等

【平成 19 年度実績値】

入所児童数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
832 人 (平均 44 人)	1 億 2,550 万円 (平均 661 万円)	150,842 円/年	111,457 円/年

【現状と課題】

- ① 入室者数は、昭和 63 年度から平成 19 年度までの 20 年間でおよそ 3.7 倍となりました。また、児童数に占める入室者の割合も昭和 63 年度の約 4%から、平成 19 年度には約 19 パーセントとなり、およそ 5.4 倍になりました。
- ② 管理運営経費は、昭和 63 年度のおよそ 7.2 倍となり、一般財源投入額も、およそ 5.9 倍に達しています。また、平成 19 年度の利用者一人当たりの一般財源負担額は、昭和 63 年度の 1.5 倍に上り、平成 20 年度予算では、指導員が 10 名増えることから、さらに増額されています。また、経費として表面には見えて

きませんが、上下水道使用料を除く光熱水費は、学校の管理運営費から支出され、特に夏季休業期間中は、冷房が設置されていることから、その費用も決して小額とはいえません。

- ③ 入室者の保護者は、おやつ代や教材費として月額 4,000 円を保護者会に支払うほか、朝夕の拡大時間に利用する場合は、月額 1,000 円から 3,000 円の自己負担が生じますが、いわゆる保育料に当たるものは、拡大時間以外は徴収されません。しかし、おやつ代や教材費以外の保護者負担に関して他市の例を調べてみると、横須賀市は、保育料として月額 2 万円、安い市でも 5 千円程度を徴収しています。また、無料となっているのは、本市と厚木市が挙げられます。
- ④ 全国の放課後児童健全育成事業を行っている公営の施設は、7,409 箇所(全体の約 44%)であり、必ずしも民間の建物ではなく、学校等の公共施設を利用しているものも含まれますが、民間の施設は 9,276 箇所(全体の約 56%)となっています。

3 ぽけっと 21 [解説編 P186]

【施設名及び設置年度】

施設名	設置年度
ぽけっと 21 すえひろ	H12(2000)
ぽけっと 21 しぶさわ	H8(1996)
ぽけっと 21 おおね	H10(1998)

※ すべてこども園又は幼稚園内に併設

【設置の根拠又は目的】

子供たちが自由に遊び、親同士が子育てについて互いに学び合える場として設置しています。

根拠法令等：児童福祉法

【主な事業】

子供たちが自由に遊び、親同士が子育てについて互いに学び合える場として、自主的に利用できる保育室を提供

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
15,702 人 (平均 5,234 人)	1,093 万円 (平均 364 万円)	696 円/人・日	286 円/人・日

【現状と課題】

- ① 平成 8 年度にぽけっと 21 しぶさわ、平成 10 年度にぽけっと 21 おおね、そして平成 12 年度にぽけっと 21 すえひろが開設され、利用者数も順調に増え続け

ました。しかし、平成 16 年度をピークに利用者数は減少に転じ、平成 19 年度には、1 施設につき 1 日当たり約 30 名の利用となっています。

- ② 子育て支援に関する施策は、こども園の制度が始まるなど、ぽけっと 21 の開設当初から大きく変化しています。また、すえひろ幼稚園は、こども園として保育園と共用化しましたが、他のこども園には設置していないぽけっと 21 が設置されていることにより、限られた園舎のスペースを目いっぱいを使用している状況にあり、保育園、幼稚園ともに、今後の定員の拡大は、難しい状況にあります。

第 2 款 高齢者用施設

1 広畑ふれあいプラザ [解説編 P189]

【設置及び建設年度】

設置：H12(2000)《広畑小学校の空き教室を転用》

建設：S54(1979)

【設置の根拠又は目的】

市民の老後における心身の健康の保持を図るための事業、高齢者の健康の増進及び教養の向上を図るための事業並びに高齢者の生きがいづくり事業を積極的に展開し、介護を必要とする状態となることを予防することにより、福祉の増進を図ることを目的として設置しています。

根拠法令等：秦野市広畑ふれあいプラザ条例

【主な事業】

- ① 高齢者等の健康増進や教養の向上を図るための広畑ふれあい塾等の実施
- ② 生きがい型デイサービス事業の実施
- ③ 健康器具の設置
- ④ 児童との交流活動
- ⑤ 施設の設置目的に合致した活動への貸館業務

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
71,023 人	2,187 万円	308 円/人・日	306 円/人・日

【現状と課題】

- ① 開設以来利用者は増え続け、近年は 7 万人前後で推移していますが、貸館を行う施設の中では、保健福祉センター、本町公民館に次いで多いものとなります。なお、利用者のうち 3 割弱は、健康器具の利用者です。
- ② 高齢者等の健康増進、教養の向上並びに生きがいに優先使用していますが、空いているときは、市内在住・在勤の個人又は団体の使用も認めています。
- ③ 広畑ふれあいプラザをはじめとする複数の施設に設置されている健康器具は、無料で使用できることもあり人気が高く、どの施設も多くの利用者がいます。大半は施設の開設当時に寄付されたものですが、今後、更新することとなれば、その費用は、決して安いものとはいえません。
- ④ 大根・鶴巻地区の 65 歳以上の居住者は、市内の 65 歳以上の人口の 23.4 パーセントを占めていますが、市内の要介護(要支援)認定者に占める大根・鶴巻地区の認定者は、21.8 パーセントであり、1.6 ポイント低くなっていることがわかりました。また、65 歳以上の人口に占める要介護(要支援)認定者の割合も、12.3 パーセントと北地区に次いで低い数となっています。他にも様々な要因があるとは思いますが、このことから、広畑ふれあいプラザのような施設が介護予防に効果を表しているということも否定できないことから、その成果の検証が必要であると考えられます。



2 末広ふれあいセンター [解説編 P193]

【設置及び建設年度】

設置・建設：H15(2003)

【設置の根拠又は目的】

高齢者の健康の増進及び教養の向上を図るための事業、高齢者の生きがいづくり活動、高齢者と児童との世代間交流事業等を積極的に展開することにより、介護予防等福祉の増進を図ることを目的として設置しています。

根拠法令等：秦野市末広ふれあいセンター条例

【主な事業】

- ① ミニデイサービスの実施場所として使用
- ② 健康器具の設置
- ③ 健康増進・介護予防等の各種講座の実施場所として使用
- ④ 世代間交流事業の実施場所として使用

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
44,660 人	993 万円	222 円/人・日	222 円/人・日

【現状と課題】

利用者は、毎年 40,000 人代前半で推移していましたが、平成 20 年度に大きく落ち込んでいます。また、利用者のうち 4 割弱が健康器具の利用者です。和室では、定期的にミニデイサービスが実施されていますが、利用者数からすれば、すべての部屋が最大限に有効活用されているとは言い難い状況にあります。

**3 老人いこいの家 [解説編 P195]****【施設名及び設置(建設)年度】**

施設名	設置(建設)年度
老人いこいの家かわじ荘	S47(1972)
老人いこいの家ほりかわ荘	S48(1973)
老人いこいの家くずは荘	S49(1974)
老人いこいの家あずま荘	S50(1975)
老人いこいの家すずはり荘	S53(1978)

【設置の根拠又は目的】

高齢者にいこいの場を提供することにより、教養の向上並びに健康及び福祉の増進に役立てるため設置しています。

根拠法令等：秦野市老人いこいの家条例

【主な事業】

- ① ミニデイサービスの実施場所として使用
- ② 地域活動及び自主的学習活動の場として提供

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
30,308 人	283 万円	93 円/人・日	93 円/人・日

【現状と課題】

- ① 条例に位置付けられた 5 施設及び同機能を持つ大根公民館内のおおね荘の利

利用者数は、おおむね 30,000 人程度で推移していますが、平成 20 年度には落ち込みました。利用者を高齢者と一般に区分したとき、過去には最大で一般の利用者が高齢者を 25,000 人程度上回っていましたが、その差は 2,500 人程度にまで縮まっています。

- ② 本来の設置目的以外に地区会館代わりとして、あるいはサークル活動にも利用されていることから、利用者がほぼ固定化されています。ミニデイサービスの利用者も含め、狭い範囲での利用者が多くなっているものと考えられます。しかし、現況の施設規模のまま利用者の範囲を広げることにも不可能であるといえます。



- ③ 小規模で利用者も限られる公共施設の多くは老朽化し、建替時期が迫ってきています。

第3款 その他の施設

1 保健福祉センター [解説編 P201]

【設置(建設)年度】

設置・建設：H10(1998)

【設置の根拠又は目的】

高齢者及び障害児・者に対する在宅の保健福祉活動の積極的な展開並びに市民の保健の充実及び福祉の増進を目的とする総合的な施設として設置しています。

根拠法令等：秦野市保健福祉センター条例

【主な事業】

- ① 高齢者の福祉の増進及び心身の健康保持のため、憩いの場、ふれあいの場、生きがづくりや健康増進の場、レクリエーションの場としての使用への貸館業務
- ② 前記以外の市民の主体的な学習活動に対する貸館業務
- ③ 障害児・者の福祉及びその療育を推進するため、日常生活訓練、社会適応訓練等及び各種の相談等の場としての使用
- ④ 市民の健康づくりを推進するため、健康診査、健康相談、機能訓練等各種の保健サービスを提供する場としての使用
- ⑤ 各種福祉関連団体の事務室等としての使用

⑥ 福祉・健康づくり関係の行政事務を行う事務室としての使用

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
203,421 人	9,317 万円	458 円/人・日	425 円/人・日

【現状と課題】

- ① 平成 19 年度の利用者は、本市の公共施設の中では、総合体育館、図書館、秦野駅北口自転車駐車場に続き、文化会館を上回る 4 番目に多い数となります。
- ② 市民が利用する施設には、保健福祉目的の利用しか行えない健康学習室や健診諸室等の福祉専用施設、一般利用にも開放できる会議室や多目的ホール等の開放可能施設、健康器具と囲碁将棋コーナーの共用施設という 3 つの性格があり、それ以外にも社会福祉協議会をはじめとする福祉団体の事務室やこども健康部の事務室等にも利用しています。また、利用者を前述の 3 つの区分に分けると、その割合は、ほぼ 3 分の 1 ずつに分かれますが、共用施設の 6 割強に当たる 4 万人強が健康器具を利用していることがわかります。
- ③ 利用者の内訳を見ると、開放可能施設では、ホールの利用者が 3 割前後、会議室等の利用者が 4 割強、教養娯楽室の利用者が 2 割前後と、ほぼ一定の割合で推移しています。また、福祉専用施設では、創作活動室、調理実習室、ボランティア室の利用者の割合が増加傾向にあり、健康学習室、遊戯室の利用者の割合が減少傾向にあります。
- ④ 施設の稼働率について、平成 20 年 8 月 18 日からの 3 週間の予約状況から見ると、開放可能施設では、多目的ホールの約 56%、教養娯楽室 1 の約 51%が高く、最も低いのは第 1 会議室の約 20%、全体では約 39%となっています。また、福祉専用施設では、ボランティア室の約 58%、図書室の約 38%が高く、最も低いのは遊戯室の約 8%、全体では約 32%となり、利用者数とともに、開放可能施設を下回っています。
- ⑤ 時間別の稼働率は、午前中のピーク時は、本町公民館のほうが高くなりますが、午後のピーク時間の稼働率は、開放可能施設、福祉専用施設ともに、本町公民館を上回っています。このことに加え、平日は、貸館や共用施設の利用者以外にも、検診などの利用者が訪れていることから、相当な混雑状況にあります。また、開放可能施設、福祉専用施設ともに、特定の曜日に山が現れるとともに、土日は、稼働率が低くなります。
- ⑥ 公の施設の中では、総合体育館に次いで広い床面積を持ち、その維持管理だけで、年間 9,000 万円を超える経費を要しています。年 20 万人以上が利用しているとはいえ、保健福祉目的での利用も多く、貸館としての利用でも無料となっていることから、使用料等の収入も、維持管理費の 7%程度しか得られていません。また、建物も築 10 年を迎え、設備の更新時期が近づくなど、今後は、維

持補修費の増加が懸念されます。

- ⑦ 平成 20 年 9 月から 11 月までの間、約 91%の団体が反復利用しています。1 団体当たりの平均利用回数は約 7.7 回、利用件数の約 99%が反復利用となりますが、1 団体当たりの平均利用回数は、総合体育館占用利用者を上回り、本市の公共施設の中では最多となると思われます。
- ⑧ 使用料が無料となる利用が全体の利用に占める割合は、他の施設は、2 から 12%程度ですが、センターは約 68%でした。
- ⑨ 利用登録団体の中には、公民館等にも登録している団体が少なからずありますが、センターの設置・管理条例では無料としている高齢者の社交ダンスや、囲碁・将棋、陶芸などのサークル活動のための利用は、公民館の設置・管理条例では無料となりません。また、交通事情等から、センターを使用せずに近くの公民館等で活動する高齢者も多いにもかかわらず、センター利用者にはバス代の片道分が交付されています。



2 子ども家庭相談班（青少年相談室） [解説編 P210]

【設置及び建設年度】

設置：H19(2007)

建設：H10(1998)

【設置の根拠又は目的】

福祉部局の家庭児童相談室と教育委員会の青少年相談室がそれぞれ所管していた子どもに関する相談機能を一元化し、子どもに関する様々な相談への対応を強化するために設置しています。

【主な事業】

子ども家庭相談担当の事務所として使用するとともに、児童・青少年相談、児童虐待相談等を実施

【平成 19 年度実績値】

相談者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
4,649 人	5,775 万円	12,422 円/人・日	12,422 円/人・日

【現状と課題】

- ① 平成 19 年度から平成 20 年度にかけて、相談の総件数に大きな変化はありま

せんが、来室相談がおよそ 16%増えています。

設置当初から、十分とはいえないスペースを工夫して対応してきましたが、相談数の増加を受け、現在では、事務所があるフロアとは異なるフロアであり、なおかつ空調設備もない倉庫だったスペースまで利用して相談業務を行っている状況にあります。

- ② 平成 19 年度における相談内容を見ると、養育や虐待関係の相談がおよそ 21%、不登校や引きこもりなどの相談がおよそ 29%を占めるなど、相談件数は、今後ますます増加する可能性もあります。また、その内容からも、大勢の市民が訪れる保健福祉センター内で業務を行うためには、相談者のプライバシーには、十分な配慮を行う必要があると考えられます。しかし、現在の場所は、保健福祉センター内のスペースの有効活用策とはなっているものの、保健福祉センターは、当初からこども家庭相談担当の業務を行うことを想定していたものではなく、部屋の配置や大きさは、万全なものであるとはいえません。

3 地域活動支援センターひまわり [解説編 P212]

【設置及び建設年度】

設置：S61(1986)

建設：S33(1958)

【設置の根拠又は目的】

在宅の知的障害者及びその介護を行う者に対し、障害者の自立と社会参加を促進し、障害者の福祉の増進に寄与するため設置しています。

根拠法令等：障害者自立支援法、秦野市障害者地域活動支援センター条例

【主な事業】

- ① 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援の実施
- ② 障害者の日中一時預かりを行う場所として使用

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
6,000 人	2,328 万円	3,880 円/人・日	3,226 円/人・日

【現状と課題】

- ① 通所者は、一時減少していたものの、平成 11 年度以降、再び増加しましたが、近 2 年は横ばい傾向にあります。
- ② 知的障害者数は、人口との比較において県下の標準的な数です。これに対し、扶助費の負担は、その財政規模との比較において、県下の標準よりも重い

ものとなっています。

- ③ 地域活動支援センターは、各市にあります。そのほとんどが社会福祉法人により設置され、自治体直営の地域活動支援センターが設置されているのは、数少なくなっています。
- ④ 現在の建物は、耐震性が低く、使用し続けるためには、耐震補強工事が必要となります。仮に補強を行ったとしても、築50年経った木造の建物であることから、今後の維持補修費も増えることが懸念されます。



第5節 観光・産業振興施設 [解説編 P217]

1 弘法の里湯 [解説編 P219]

【設置及び建設年度】

設置・建設：H13(2001)

【設置の根拠又は目的】

観光及び地域産業の振興を図るとともに、市民の健康増進及び福祉の向上を目的として設置しています。

根拠法令等：秦野市鶴巻温泉弘法の里湯条例



【主な事業】

- ① 温泉入浴の場所の提供
- ② 飲食の提供

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
143,827 人	1 億 641 万円	740 円/人・日	△275 円/人・日

【現状と課題】

- ① 開館後 2 年間は、18 万人程度の利用者がいましたが、近 3 年は 14 万人程度で推移しています。また、構成比は、開館以来、土日祝日の利用者が 50%程度、平日の市内利用者が 20%程度、市外利用者が 30%程度と、ほとんど変化はないことから、利用者は、固定化されているということが推測できます。
- ② 管理運営費を上回る収入を上げている数少ない施設の一つですが、管理運営費は、平成 14 年度以降年平均 2.6%の割合で増え続けています。これは、施設の経年変化に伴う維持補修費や光熱水費の増が主な原因と推測できますが、このままでは、平成 28 年度以降、累積収支は赤字となり、平成 31 年度以降は、単年度収支も赤字になると推測できます。
また、その敷地は、私有地を有償で借り上げており、賃料の値上げや買取請求などのリスクがあります。

2 田原ふるさと公園 [解説編 P224]

【設置及び建設年度】

設置：H12(2000)

建設：H11(1999)

【設置の根拠又は目的】

都市住民と農村との交流を促進し、地域農業の活性化を図るとともに、市民に憩いの場を提供するため設置しています。

根拠法令等：秦野市田原ふるさと公園条例

【主な事業】

- ① 地場産農産物の販売及び飲食の提供
- ② 農業振興を図るための事業の開催
- ③ 地域活動等への会議室や広場の貸出し

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
92,740 人	1,159 万円	125 円/人・日	110 円/人・日

【現状と課題】

- ① 開館の翌年と翌々年には、10 万人の利用者がいましたが、それ以降の近 4 年は、毎年 9 万人前後が訪れています。また、その内訳を見ると、およそ 6 割前後が直売所の利用者であり、飲食施設の利用者の 3 割前後とともに、ほぼ一定割合で推移しています。



- ② 利用者一人当たりに対する一般財源負担額も低く、この点においては、本市の公共施設の中でも優良な施設であるといえます。
- ③ 現在、施設における事業実施は、設置目的に従った事業を円滑に進めるために、条例に基づき、東地区農産物直売研究会、秦野そば研究会及び東地区漬物研究会に無償で委託され、日常の管理については、これらの 3 団体で構成する協議会に有償で委託されています。

この管理運営形態は、本市の他の公共施設には見られないものですが、もう一つの特徴として、受託者が飲食の提供や野菜の直売等により収入を得ていることがあげられます。受託者は、平成 19 年度には、施設の管理委託料以外に売

上げ収入 7,840 万円を得ていますが、受益の対価として市に支払われているのは、光熱水費のみとなっています。

3 里山ふれあいセンター [解説編 P227]

【設置及び建設年度】

設置：H13(2001)

建設：H12(2000)



【設置の根拠又は目的】

地域林業者の活動を促進し、並びに森林及び林業に対する市民の理解を深めるため設置しています。

根拠法令等：秦野市里山ふれあいセンター条例

【主な事業】

- ① 木工実習室等及び木工器具の貸出し
- ② 木工教室等の開催
- ③ 森林ボランティアの活動拠点としての使用
- ④ 森林組合事務所としての使用

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
4,425 人	685 万円	1,548 円/人・日	1,401 円/人・日

【現状と課題】

毎年 4,000 人前後の利用者がありますが、本市の公の施設の中では、児童館や老人いこいの家とともに、利用者が少ない施設の部類に属します。また、利用者一人当たりに対する一般財源負担額は、本市の公の施設の中では、最も高い部類に属しています。

4 駐車場 [解説編 P228]

【施設名及び設置年度】

施設名	設置年度
市宮片町駐車場	H6(1994)
市宮渋沢駅北口駐車場	H5(1993)

【設置の根拠又は目的】

地域の商業の振興を図るとともに、路上駐車を防止するため設置しています。

根拠法令等：秦野市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例

【主な事業】

時間貸し駐車場の提供

【平成 19 年度実績値】

利用台数	管理運営費	一台当たり 管理運営費	一台当たり 一般財源負担額
105,686 台	2,076 万円	196 円/人・日	△144 円/人・日

【現状と課題】

- ① 片町駐車場の利用者は、平成 12 年度をピークに減少を続け、いまだにその傾向が続いています。また、渋沢駅北口駐車場の利用者は、開設以来増加を続け、平成 11 年度以降は、ほぼ横ばいの傾向を示しています。
- ② 使用料収入は、利用者数のピーク以前の平成 9 年度をピークに減少を始め、近年は横ばい傾向になっています。片町の減少分を渋沢駅北口の利用増が吸収していますが、渋沢駅北口の利用増にも限度があり、このまま、片町の利用減が続けば、使用料収入全体も減り始めると考えられます。
- ③ 平成 19 年度の片町の稼働率は、渋沢駅北口の約 50%に対し、ほぼ 3 分の 1 の約 16%となっています。また、1 台当たりの駐車料金も渋沢駅北口の半分となり、長時間駐車が少ないこともわかりました。片町は、現在は、経営状況は黒字ですが、土地開発公社所有地の利子負担及び管理運営に係る職員の人件費まで考えれば、黒字額は 200 万円弱でしかなく、平成 19 年度より 20%程度利用者が減れば、実質の収支は、赤字に転落します。
- ④ 片町は、駅から徒歩圏にはあるものの、秦野駅周辺には、同程度の料金で駐車が可能な民間駐車場が複数あることに加え、周辺商店街が衰退していることもあり、このままでは利用者の回復は難しいと推測されますが、この駐車場は、本町地区の中心市街地再整備や駅前の県道の拡幅に必要な土地です。



第6節 公営住宅 [解説編 P233]

【施設名及び設置(建設)年度】

施設名	設置(建設)年度	施設名	設置(建設)年度
堀川第1住宅	S30(1955)	平沢第2住宅	S33(1958)
柳川住宅	S30(1955)	平沢第3移転住宅	S34(1959)
坂の下住宅	S30(1955)	堀川第2住宅	S34(1959)
龍ヶ淵住宅	S30(1955)	戸川第1住宅	S39(1964)
桜塚住宅	S30(1955)	戸川第2住宅	S40(1965)
下川原第1住宅	S30(1955)	戸川第3住宅	S41(1966)
浄屋第1住宅	S30(1955)	戸川第4住宅	S43(1968)
浄屋第2住宅	S30(1955)	戸川第5住宅	S44(1969)
下川原第2住宅	S31(1956)	渋沢住宅	S55(1980)
平沢第1住宅	S32(1957)	薬師原団地	H3(1991)
堀西住宅	S33(1958)	入船住宅	H9(1997)

※ 市制施行(昭和30年)以前に設置されていた住宅は、設置年を昭和30年としています。

【設置の根拠又は目的】

低額所得者の住宅不足を緩和するため設置しています。

根拠法令等：公営住宅法、秦野市市営住宅管理条例

【主な事業】

低額所得者に対する住宅の供給

【平成19年度実績値】

入居者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
564人 (294戸)	4,286万円	75,998円/年	△20,551円/年



【現状と課題】

- ① 市営住宅の戸数は、人口との比較において、県下の標準より少な目の傾向にあるものの、県営住宅等を含めた公共賃貸住宅全体の戸数は、ほぼ県下の標準的な戸数にあります。
- ② 団地数は、市営住宅の戸数との比較において、県下の標準よりも多い傾向にあります。
- ③ 約36,000㎡に及ぶ平屋建の団地の用地は、本市にとって貴重な資産です。
- ④ 集合住宅形式である渋沢、薬師原及び入船の3団地については、家賃収入で管理運営費を賄うことが可能です。

第7節 公園・緑地等 [解説編 P241]

1 公園・緑地 [解説編 P243]

【設置の根拠又は目的】

市民のいこいの場とするとともに、都市部における空間を確保し、又は自然環境を保全する場所として設置しています。

根拠法令等：都市公園法、秦野市都市公園条例、秦野市まちづくり条例

【主な事業】

- ① 市民へのいこいの場の提供
- ② 都市における空間の確保

【平成19年度実績値】

面積	管理運営費	1㎡当たり 管理運営費	1㎡当たり 一般財源負担額
483,649㎡	1億530万円	218円/㎡	202円/㎡

※ 道路公園維持課所管公園のみの数値

【現状と課題】

- ① 街区公園は、箇所数との比較において、県下の標準よりも合計面積が少ない（1箇所当たりの面積が狭い）傾向があることがわかりました。

- ② 小規模な公園の大半は、開発行為時に確保されてきたものですが、開発行為時における公園の必要最低面積は150㎡であり、それぞれの開発区域内に確保するよう指導してきました。

その結果、30mおきに150㎡程度の公園が3つ並んでいる場所もありますが、小規模な公園が、近接した場所に増え続けることは、経費面にとっては、マイナス要因となります。



2 くずはの家 [解説編 P244]

【設置及び建設年度】

設置・建設：H9(1997)

【設置の根拠又は目的】

葛葉川ふるさと峡谷の保全と活用を図るため設置しています。

根拠法令等：秦野市くずはの広場条例

【主な事業】

- ① 葛葉川周辺その他の自然環境に関する講座等の実施
- ② 葛葉川周辺の自然観察等の実施
- ③ 葛葉川周辺の自然保護活動の拠点としての使用

【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
8,854 人	931 万円	1,051 円/人・日	1,051 円/人・日

【現状と課題】

- ① 平成 15 年度まで利用者も下降線をたどっていましたが、平成 16 年度からは、自主事業の回数増加とともに利用人数も上昇に転じ、平成 20 年度には開設以来の最高数を記録しました。
- ② 館長以下の職員がすべて非常勤職員ですが、くずはの広場を含めた施設の管理運営についてもボランティアに支えられ、他の施設が参考とすべき点も多いものと考えます。しかし、平成 19 年度における利用者一人当たりに対する一般財源負担額は、葛葉緑地の保護や調査、情報発信などの業務に要する人件費の比重が高くなってはいますが、公共施設の中では、高い部類に属しています。



3 蓑毛自然観察の森・緑水庵 [解説編 P246]

【設置及び建設年度】

設置・建設：H2(1990)《移築年度》

【設置の根拠又は目的】

昭和初期の標準的農家住宅を保存するとともに、周辺の雑木林における四季を通じた自然観察活動を行う場として設置しています。

【主な事業】

- ① 自然観察会等の実施
- ② 地域の文化伝承活動の場所として利用



【平成 19 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費	一人当たり 一般財源負担額
1,200 人	263 万円	2,195 円/人・日	2,195 円/人・日

【現状と課題】

古民家の文化財としての保存と自然観察の拠点という二つの性格を併せ持った施設です。

ヤマビルの発生時期は、利用が低調となることもあり、自然観察の森を自由散策する利用者を除けば、年間利用者も 1,200 人でした。鹿柵を設置したことにより、回復が見込まれますが、さらに利用者を増やすための工夫が必要です。



第8節 上下水道施設 [解説編 P249]

1 上水道施設 [解説編 P251]

【局舎設置及び建設年度】

設置：S30(1955)

建設：S41(1966)《S62(1987)買収移転》

【設置の根拠又は目的】

生活用水その他の浄水を市民等に供給するため設置しています。

根拠法令等：秦野市水道事業の設置等に関する条例

【主な事業】

水道事業を経営するための事務所の設置

【平成 19 年度実績値】

管理運営費	一般財源負担額
1,753 万円	1,594 万円

※ 庁舎及び倉庫の管理運営費。一般財源負担額は使用料収入で賄う額

【現状と課題】

- ① 人口急増期に整備された施設については、将来を見据えた効率的な再配備、更新が必要であり、そのための費用も多額に上がることが予想されます。また、現水道庁舎は、築造年が古く老朽化が著しい状況であるとともに、緊急時の災害対策の拠点としての中央集中監視設備導入の必要性もあります。
- ② 給水人口の増加とともに給水量が増えていたのは平成 6 年度ごろまでのことであり、それ以降給水人口は、微増傾向を示すものの、給水量については、平成 15 年度にかけて減少し、近 5 年は、ほぼ横ばいの傾向を表しています。水需要予測でも、1 人 1 日平均有収水量が減少傾向を示していますが、今後の水道施設の更新費用等の負担は重くなります。
- ③ 平成 20 年度決算における水道事業の給水原価は、110.28 円/m³であるのに対し、供給単価は、93.20 円/m³であり、販売損失が生じています。この状態は、平成 8 年度から続いていますが、水道利用加入金等の営業外収益を充てることにより、平成 19 年度までは、水道事業の決算としては、黒字となっています。しかし、平成 20 年度には 6 年ぶりの赤字決算となっています。
今後、人口減少社会を迎える中では、水道利用加入金も減少していくと思われませんが、人口急増期に整備された設備等の更新費用は増えることとなりま

す。

- ④ 水道局の固定資産の中には、市の低・未利用地と同様に売却可能な資産も含まれています。

2 下水道施設 [解説編 P255]

【浄水管理センター設置及び建設年度】

設置：S56(1981)

建設：S55(1980)

【設置の根拠又は目的】

市民の排出する汚水を処理し、浄化した後、公共水域に排出するために設置しています。

根拠法令等：下水道法

【主な事業】

汚水処理及び公共下水道を維持・管理するための事務所

【平成 19 年度実績値】

管理運営費	一般財源負担額
9 億 1,030 万円	3 億 4,075 万円

【現状と課題】

- ① 浄水管理センターは、人件費を含めるとおよそ 9 億円の管理運営経費を要し、今後も億単位での設備の更新等の工事が予定されています。しかし、歳入の 6 割を占めているのは、一般会計からの繰入金と市債であり、使用料収入は、4 分の 1 を占めているに過ぎません。平成 20 年度においては、値上げによる増額は見込めるものの、使用料収入だけでは、総務費プラスアルファ程度しか賄えず、歳出の半分近くを占める下水道債の償還に充てる公債費は、一般会計からの繰入金に頼らざるをえない状況が続いています。
- ② 2 か月で 45 m³の水道を使用した場合、値上げ前の本市の下水道使用料は、県下で下から 5 番目の金額でしたが、値上げ後は、上から 4 番目となり、平均を約 8% 上回っています。しかし、上下水道合計の使用料は、総額 7,020 円となり、これは、公共下水道使用料を値上げしても県下で 2 番目に低く、平均を約 26% 下回っています。



③ 浄水管理センターは、建物が本市の公共施設の中では最も大きく、土地も 4 番目に大きい施設です。

最も古い建物は、築 30 年近くを経過し、今後は、多額の維持補修費が必要になると見込まれるとともに、60 年の耐用年数で建替えるとする、その時期は、一般会計で管理する多くの公共施設の建替え時期と重なることになり、本市の会計全般にわたり、大きな負担となることが予想されます。

また、浄水管理センターの敷地は、将来計画に基づき取得されたものですが、少子高齢化により、当時の推計よりも人口が増えていないことや処理技術の進歩等により、不要となる土地が生まれる可能性もあります。



第9節 低・未利用地 [解説編 P261]

- ① 本市及び土地開発公社が所有する土地の中には、社会経済情勢の変化等により、計画を廃止し、長い間使用していない土地や、公共施設を廃止し、その跡地利用を行わないまま年月が経過した土地もあります。これらの土地は、従来は、財源不足を補うために、売却を中心としてその活用を図ってきましたが、旧行政区の役場跡地などは、地域住民からの反対意見も多く、必ずしも計画的に売却が行われてきたとはいえません。
- ② 公社が保有するシビックマート構想等により取得した土地については、過去には最大年 1,600 万円の利子負担が生じていますが、公社による借換え等により、大幅に削減されています。しかし、平成 19 年度にも 1,000 万円を超える利子負担が生じ、取得以来の利子負担の累計は、1 億 5,900 万円に達しています。仮に現在の借入金の償還期限である平成 24 年度までに市が買い戻せない場合は、利子負担も 2 億円を超えることとなります。
- ③ 同じく公社が保有する(仮称)高齢者健康維持増進施設等用地は、平成 19 年度にも 1,100 万円以上の利子負担が生じていますが、取得以来の利子負担の総額は、8,500 万円に上ります。平成 20 年度以降も年 800 万円以上の利子負担が予定されていますが、現在の借入金の償還期限である平成 24 年度までに用途が決定しなければ、利子負担の総額は 1 億 2,000 万円を超えることとなります。したがって、早急に土地利用計画を立てる必要がありますが、取得当時とは財政状況も異なり、過重な負担が生じるような土地利用計画を立てることは、ますます難しくなっています。



